

国民議会

法律第 20 号/2008/QH12

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

ベトナム社会主義共和国国民議会

第 12 議会第 4 会期

生物多様性法

国民議会第 10 議会第 10 会期の 2001 年 12 月 25 日付第 51 号/2001/QH10 決議の下で改正及び補足された、1992 年ベトナム社会主義共和国憲法に基づく。

この法律は、生物多様性の保全及び持続可能な開発について規定する。

第一章

総則

第一条 規則の範囲

この法律は、生物多様性の保全及び持続可能な開発、並びにこれらについての組織、家庭及び個人の権利及び義務について規定する。

第二条 適用の対象

この法律は、ベトナムの生物多様性の保全及び持続可能な開発の活動又はこれに関連する活動を実施する、国内の組織、家庭及び個人、海外のベトナム人、並びに海外の組織及び個人に適用する。

第三条 用語の解釈

この法律では、以下の用語を次のとおり解釈する。

一、「**生物多様性の保全**」とは、重要性、特殊性又は代表性の高い豊かな自然生態系を保護すること、野生種の通年又は季節的な生息地、風致景観及び自然特有の美しさを保護すること、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を飼育、植栽及び世話すること、並びに遺伝子標本を長期にわたり保存及び保管することをいう。

二、「**生息域内保全**」とは、野生種を自然の生息地において保全すること、有益な固有の作物及び家畜をこれらの生物が生息し典型的な特性を形成し発達する環境において保全することをいう。

三、「**生息域外保全**」とは、野生種を通年又は季節的な自然の生息地の外において保全すること、有益な固有の植物及び家畜をこれらの生物が生息し典型的な特性を形成し発達する環境の外において保全すること、並びに遺伝資源及び遺伝子標本を科学技術の研究機関又は施設において保存及び保管することをいう。

四、「**生物多様性の保全施設**」とは、野生種、作物、家畜、微生物及び固有で有益な菌類の世話、育成、救出及び繁殖を行う施設、遺伝資源及び遺伝子標本を生物多様性の保全及び発達を目的として保管及び保存する施設をいう。

五、「**生物多様性**」とは、自然に存在する豊かな遺伝資源、種及び生態系をいう。

六、「**遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクの評価**」とは、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本に関連する活動、特にその利用及び放出により生じる可能性のある潜在的な有害性及び損害の程度を決定することをいう。

七、「**遺伝子**」とは、遺伝の単位、すなわちある生物の特性を明確にする遺伝素材の一部をいう。

八、「**生物多様性保全回廊**」とは、自然の生態学的な地域をつなぎ、そこに生息する生物が相互に交流することができる一帯をいう。

九、「**生態系**」とは、特定の地理的地域において相互に作用及び代謝して一つの機能的な単位を成す、生物の群集及び非生物的な要素をいう。

十、「**自然生態系**」とは、自然の特徴を保ちながらも、自然の法則に従って形成し発達する生態系をいう。

十一、「**新規自然生態系**」とは、沿岸河口部の沖積層及び沖積土などの地域に新たに形成し発達する生態系をいう。

十二、「**自然環境保全地域**」(以下「**保全地域**」という)とは、生物多様性の保全を目的とする定められた境界及び機能的な区分を有する地理的地域をいう。

十三、「**野生種**」とは、自然の法則に従って生息及び生育している動物、植物、微生物及び菌類の種をいう。

十四、「**絶滅危惧種**」とは、そのすべての個体が減退の危機に瀕している種をいう。

十五、「**野生絶滅種**」とは、自然の分布範囲の外において、人工の飼育又は栽培条件でのみ存在する種をいう。

十六、「**固有種**」とは、ベトナムの領土の特定の地域に限定される狭い分布範囲にのみ存在し及び生育し、その存在が世界の他の地域で確認されていない種をいう。

十七、「**移動性の種**」とは、個体群の全体又は一部が定期的、周期的又は季節的にある地理的地域から別の地域へと移動する動物の種をいう。

十八、「**外来種**」とは、自然の生息地ではない地域において出現及び生育する種をいう。

十九、「**侵略的外来種**」とは、在来種の生息地を侵略し又は在来種に害を及ぼし、その結果それが出現及び生育している地域の生態学的不均衡をもたらす外来種をいう。

二十、「**絶滅の危機にある貴重かつ希少な優先保護種**」とは、固有かつ特別な科学的、医学的、経済的、生態学的、景観的、環境的又は歴史・文化的価値があり、ごく少数しか存在しないあるいは絶滅の危機にある野生種、作物又は家畜、微生物又は菌類をいう。

二十一、「**遺伝子標本**」とは、再生可能な遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物又は菌類の標本をいう。

二十二、「**遺伝資源**」とは、自然界、保全地域、生物多様性の保全施設、科学的研究機関、並びに技術開発の研究機関に存在するすべての種及び遺伝子標本を含む。

二十三、「**生物多様性の持続可能な開発**」とは、自然生態系の合理的な開発及び利用、社会経済の発展に寄与するような遺伝資源及び種の開発、並びに生態学的均衡の保証をいう。

二十四、「**遺伝子組換え生物の放出**」とは、遺伝子組換え生物を自然の生息地に意図的に導入することをいう。

二十五、「**リスク管理**」とは、遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本に関連する活動において、生物多様性に対するリスクを予防、処理及び改善するための安全策を講じること

二十六、「**個体群**」とは、特定の地域内に生息及び生育する同一種の個体の集団をいう。

二十七、「**遺伝子組換え生物**」とは、遺伝子導入技術により遺伝子構造が改変された生物をいう。

二十八、「**遺伝資源に関する伝統的知識**」とは、遺伝資源の保全及び利用に関する先住民の知識、経験及び取り組みをいう。

二十九、「**遺伝資源へのアクセス(遺伝資源の取得の機会)**」とは、研究開発及び商用製品の生産を目的として遺伝資源を調査及び採取する活動をいう。

三十、「**緩衝地帯**」とは、保全地域の周辺及び近隣にあり、外部からの悪影響が当該保全地域に及ばないように抑止し、影響を軽減する役目を果たす地域をいう。

第四条 生物多様性の保全及び持続可能な開発のための原則

- 一、生物多様性の保全は、国家並びにすべての組織及び個人の義務である。
- 二、生物多様性の保全を、その合理的な開発及び利用と調和的に組み合わせる。また、生物多様性の保全並びにその合理的な開発及び利用を、飢餓の撲滅及び貧困の軽減と調和的に組み合わせる。
- 三、生息域内保全を施策の要とした上で、これを生息域外保全と組み合わせる。
- 四、生物多様性の開発及び利用から利益を得る組織及び個人は、その利益を関係当事者に配分し、国家、組織及び個人の利益の間に調和が保たれるようにする。
- 五、遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本が生物多様性に及ぼすリスクの管理を徹底する。

第五条 生物多様性の保全及び持続可能な開発に関する国家政策

- 一、生態学的な地域としての重要性、特殊性又は代表性の高い自然生態系の保全、及び絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の保全を優先する。遺伝資源へのアクセスを確実に管理する。
- 二、生物多様性及びその保全計画に関する基礎的な調査、観測、目録作成及びデータベース構築のための資金を確保する。国が設置した生物多様性の保全地域及び保全施設のための物質的・技術的基盤に投資する。生物多様性の保全計画を策定及び実施する過程に地域の人々が確実に参加するようにする。
- 三、組織及び個人が、生物多様性の保全及び持続可能な開発に投資し、科学技術の進歩及び伝統的知識を適用することを奨励し、その法的権利及び利益を保証する。
- 四、飢餓の撲滅及び貧困の軽減に関係するエコツーリズムを開発し、保全地域で合法的に生活している家庭及び個人の安定した生計を確保する。持続可能な方法で保全地域の緩衝地帯を開発する。
- 五、生物多様性の保全及び持続可能な開発のための国内外の資金を奨励する。

第六条 生物多様性についての国家管理責任

- 一、政府は、国による生物多様性の一元的な管理を遂行する。
- 二、天然資源環境省は、政府に対して生物多様性の国家管理を遂行する責任を負う。
- 三、省庁及びそれに準ずる機関は、その任務及び権限の範囲内において、政府からの任命に従って生物多様性の国家管理を遂行する。
- 四、すべてのレベルの人民委員会は、その任務及び権限の範囲内において、政府からの権限移譲に従って生物多様性の国家管理を遂行する。

第七条 生物多様性に関連する禁止行為

- 一、保全地域の嚴重な保護区域内において、科学的研究以外の目的で野生種の狩猟、漁獲及び利用すること。保全地域において、土地を侵害し、景観を破壊し、生態系を悪化させ、侵略的外来種を飼育又は植栽すること。
- 二、保全地域の嚴重な保護区域内において、防衛及び安全保障を目的とした建造物以外の構造物又は家屋を建築すること。保全地域の生態回復区域内において、建造物及び家屋を違法に建築すること。
- 三、鉱物を研究、調査、探索及び採掘すること。畜牛及び家禽を農場規模で飼育すること、水産養殖を産業規模で営むこと。保全地域の嚴重な保護区域及び生態回復区域内において違法に生活し、環境を汚染すること。
- 四、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種について、狩猟、漁獲、体部位の利用、違法な殺害、消費、輸送及び売買を行うこと。当該リストの掲載種に由来する製品を違法に宣伝、販売及び消費すること。
- 五、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている野生動植物種について、違法に飼育又は栽培、植栽又は培養すること。
- 六、遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本について、違法に輸入又は放出すること。
- 七、侵略的外来種を輸入し、発育させること。
- 八、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の遺伝資源に違法にアクセスすること。
- 九、保全地域における土地の用途を違法に変えること。

第二章

生物多様性の保全計画

第一節

生物多様性の保全に関する国家基本計画

第八条 生物多様性の保全に関する国家基本計画の策定基盤

- 一、社会経済の発展、防衛及び安全保障のための戦略。
- 二、環境保護のための戦略。
- 三、土地利用計画、並びに産業分野及び専門領域の開発に関する計画。
- 四、生物多様性、自然及び社会経済の状況に関する基礎的な調査の結果。

- 五、生物多様性の保全に関するこれまでの基本計画の実施結果。
- 六、生物多様性の現状、並びにその開発及び利用に対する需要の予測。
- 七、基本計画の実施に要する資源。

第九条 生物多様性の保全に関する国家基本計画の内容

- 一、生物多様性の保全の位置付け及び目標。
- 二、自然及び社会経済の状況、生物多様性の現状に関する評価。産業分野、専門領域及び地域の土地利用開発計画。基本計画の実施に要する資源。
- 三、生物多様性保全回廊の地理的な位置、境界、並びにその管理及び保護を計画し実行する手段。
- 四、自然生態系の地理的な位置、面積、生態学的機能、並びにその管理、保護及び持続可能な開発を計画し実行する手段。
- 五、保全地域の設置が計画されている地域の地理的な位置、面積、境界及び地図、保全地域の種類、その管理を計画し実行する手段、並びに保全地域で合法的に生活している家庭及び個人の生計を安定させるための解決策。
- 六、生息域外保全の必要性。生物多様性の保全施設の種類、数、分布及び開発計画。
- 七、基本計画事業の戦略的環境影響評価。
- 八、基本計画の実施体制。

第十条 生物多様性の保全に関する国家基本計画、並びに省庁及びそれに準ずる機関による生物多様性の保全計画の策定、承認及び修正

- 一、天然資源環境省は、生物多様性の保全に関する国家基本計画の策定、並びに承認に向けた政府への提出を取り仕切る主たる責任を負い、省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。
- 二、生物多様性の保全に関する国家基本計画に基づき、省庁及びそれに準ずる機関は、その管理下の生物多様性の保全計画の策定、承認及び修正を取り仕切る。
- 三、政府は、この条に規定する生物多様性の保全に関する基本計画及び計画を策定、承認及び修正するための手順及び手続を定めるものとする。

第十一条 生物多様性の保全に関する国家基本計画の公告及び実施体制

- 一、政府が生物多様性の保全に関する国家基本計画を承認した日から三十日以内に、天然資源環境省、関係省庁及びそれに準ずる機関は、これを各省庁及び機関のウェブサイト上で公告し、関係する省及び中央直轄市の人民委員会（以下「省の人民委員会」と総称する）は、これを各人民委員会のウェブサイト上及びすべてのレベルの関係する人民

委員会の本部で公告する。

二、生物多様性の保全に関する国家基本計画の実施体制は、次のとおり規定される。

- a) 天然資源環境省は、生物多様性の保全に関する国家基本計画の実施を指導する主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。
- b) 省庁及びそれに準ずる機関は、その所管する範囲内において、生物多様性の保全に関する国家基本計画の実施を取り仕切る。
- c) 省の人民委員会は、生物多様性の保全に関する国家基本計画の省内における実施を取り仕切る。
- d) 国家基本計画を実施する過程において、基本計画と、省又は中央直轄市の土地利用計画あるいは産業分野又は専門領域の計画（防衛及び安全保障に関する計画を除く）との間に相違が生じた場合には、生物多様性の保全に関する国家基本計画を優先して実施する。

第二節

省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画

第十二条 省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画の策定基盤

- 一、社会経済の発展、防衛及び安全保障に関する地域計画。
- 二、生物多様性の保全に関する国家基本計画。
- 三、省又は中央直轄市の土地利用計画。
- 四、省又は中央直轄市におけるこれまでの生物多様性の保全計画の実施結果。
- 五、保全地域の設置が計画されている地域の生物多様性の現状、特有の自然及び社会経済の状況。
- 六、地域における生物多様性の保全及び開発の必要性。
- 七、計画の実施に要する資源。

第十三条 省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画の内容

- 一、省又は中央直轄市における生物多様性の保全の位置付け及び目標。
- 二、省の保全地域の設置が計画されている土地の生物多様性の現状並びに自然及び社会経済の状況に関する評価。
- 三、保全地域の設置が計画されている土地の地理的な位置、面積、境界及び地図、保全地域の種類、保全地域の管理を計画し実行する手段、並びに保全地域で合法的に生活している家庭及び個人の生計を安定させるための解決策。

四、生息域外保全の必要性。省又は中央直轄市における生物多様性の保全施設の種類、数、分布及び開発計画。

五、省又は中央直轄市における生物多様性の保全計画の実施体制。

第十四条 省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画の策定、評価、承認及び修正

一、省の人民委員会は、省又は中央直轄市における生物多様性の保全計画の策定、評価及び修正を取り仕切り、これを同じレベルの人民評議会に提出して承認を求めめる。

二、政府は、省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画を策定、評価、承認及び修正するための手順及び手続を規定する。

第十五条 省及び中央直轄市における生物多様性の保全計画の公告及び実施体制

一、人民評議会が当該省又は中央直轄市における生物多様性の保全計画を承認した日から三十日以内に、省の人民委員会は、これを当該人民委員会のウェブサイト上及びすべてのレベルの関係する人民委員会の本部で公告する。

二、省の人民委員会は、当該省又は中央直轄市における生物多様性の保全計画の実施を取り仕切る。

第三章

自然生態系の保全及び持続可能な開発

第一節

保全地域

第十六条 保全地域及び保全地域の分類

一、保全地域には、次を含む。

- a) 国立公園
- b) 自然保護区
- c) 種 / 生息地保全地域
- d) 景観保全地域

二、生物多様性の程度、価値及び規模に応じて国及び省の保全地域に分類し、それぞれに適する管理及び投資政策を適用する。

三、保全地域の数及び面積を目録に記載し、土地利用図上での位置を決定又は海上の座

標を特定する。

四、政府は、保全地域の分類基準を定めるものとする。

第十七条 国立公園

国立公園は、次の主な基準を満たさなければならない。

一、全国的にも国際的にも重要であり、自然の生態学的な地域としての特殊性又は代表性の高い自然生態系を有すること。

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種のうち、少なくとも一種の通年又は季節的な自然の生息地となっていること。

三、特別な科学的、教育的価値を有すること。

四、エコツーリズムに適した景観及び自然特有の美しさを有すること。

第十八条 自然保護区

一、自然保護区には、次を含む。

a) 国の自然保護区

b) 省の自然保護区

二、国の自然保護区は、次の主な基準を満たさなければならない。

a) 全国的にも国際的にも重要であり、自然の生態学的な地域としての特殊性又は代表性の高い自然生態系を有すること。

b) 特別な科学的、教育的価値、又はエコツーリズム、レクリエーション上の価値を有すること。

三、省の自然保護区とは、省内の自然生態系の保全を目的として、省の生物多様性の保全計画の下で設置された自然保護区である。

第十九条 種 / 生息地保全地域

一、種 / 生息地保全地域には、次を含む。

a) 国の種 / 生息地保全地域

b) 省の種 / 生息地保全地域

二、国の種 / 生息地保全地域は、次の主な基準を満たさなければならない。

a) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種のうち、少なくとも一種の通年又は季節的な自然の生息地となっていること。

b) 特別な科学的、教育的価値を有すること。

三、省の種 / 生息地保全地域とは、省内の野生生物の保全を目的として、省の生物多様性の保全計画の下で設置された種 / 生息地保全地域である。

第二十条 景観保全地域

一、景観保全地域には、次を含む。

a) 国の景観保全地域

b) 省の景観保全地域

二、景観保全地域は、次の主な基準を満たさなければならない。

a) 独特の生態系を有すること。

b) 景観及び自然特有の美しさを有すること。

c) 科学的、教育的価値、エコツーリズム、レクリエーション上の価値を有すること。

三、省の景観保全地域とは、地域の景観保護を目的として、省の生物多様性の保全計画の下で設置された景観保全地域である。

第二十一条 保全地域設置事業計画の内容

一、生物多様性の保全の目的。保全地域の設置に関する主な基準を満たしていること。

二、自然生態系、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種、その他の野生種、景観及び自然特有の美しさの現状。

三、土地及び水面の面積。土地及び水面の現在の利用状況。保全地域の計画地で生活している住民の数。土地の用途変更に関する方策。

四、保全地域の計画地の地図の抜粋、地理的な位置及び面積。

五、厳重な保護区域、生態回復区域及びサービス・管理区域の地理的な位置及び面積、各区域の境界、保全地域の計画地で生活する家庭及び個人の定住又は移住に関する方策。

六、保全地域の管理計画。七、保全地域の管理体制。

八、保全地域の計画地における緩衝地帯の地理的な位置、面積及び境界。

九、保全地域設置事業の実施体制。

第二十二条 国の保全地域設置事業の策定及び査定

一、国の保全地域設置事業は、政府からの任命及び権限移譲に従って策定及び査定する。

二、国の保全地域設置事業を策定するための手順及び手続は、次のとおり規定される。

- a) 保全地域の計画地における生物多様性の状況を、この法律の第十七条、第十八条、第十九条及び第二十条に定める保全地域の基準に従って調査及び評価し、保全地域設置事業を策定すること。
- b) 関係省庁及びそれに準ずる機関、すべてのレベルの人民委員会、並びに保全地域の計画地及びその近隣地域で合法的に生活している住民から、意見を収集すること。
- c) 国の保全地域設置事業を査定し、これを首相に提出して決定を求めること。

三、国の保全地域設置事業の関係書類には、次を含む。

- a) 事業の策定機関が作成した、保全地域の設置要請書
- b) この法律の第二十一条に定める内容の事業計画
- c) この法律の第二十七条第一項に定める保全地域を管理する権限のある国家機関、並びにこの条の第二項、b) に定める関係者からの意見
- d) 当該事業の査定結果

第二十三条 国の保全地域の設置決定

- 一、首相は、国の保全地域を設置について決定をする。
- 二、国の保全地域を設置する決定には、次の主要な詳細事項を含めなければならない。
 - a) 保全地域及びその緩衝地帯の地理的な位置、境界及び面積
 - b) 厳重な保護区域、生態回復区域及びサービス・管理区域の地理的な位置、境界及び面積
 - c) 保全地域の生物多様性の保全の目的
 - d) 保全地域において自然生態系を回復させるための計画
 - e) 保全地域内で生活している家庭及び個人を定住又は移住させるための方策、及び保全地域において土地の用途を変更するための方策
 - f) 保全地域の管理主体の機能、任務及び組織構造

三、国の保全地域を設置する決定は、その保全地域が位置する地域のすべてのレベルの人民委員会、この法律の第二十二条第一項に定める保全地域設置事業の策定機関、並びにこの法律の第二十七条第一項に定める保全地域を管理する権限のある国家機関に送達する。

第二十四条 省の保全地域設置事業の策定及び査定、並びに省の保全地域の設置決定

- 一、省の生物多様性の保全計画に基づき、省の人民委員会は、すべてのレベルの関係する人民委員会、並びに保全地域の計画地及びその近隣地域で合法的に生活している住民と協議し、この法律の第二十七条第一項に定める保全地域を管理する権限のある国家機

関の承認を得た上で、省の保全地域を設置することを決定する。

二、この法律の第二十七条第一項に定める保全地域を管理する権限のある国家機関は、省の保全地域設置事業を策定し及び査定するための手順及び手続、並びに省の保全地域を設置する決定の内容を規定する主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

第二十五条 保全地域における土地利用

一、保全地域の設置の決定に基づき、土地法の下で土地を配分する権限のある機関は、保全地域の管理主体又は保全地域の管理を任命されたその他の組織に土地を配分する。

二、保全地域における土地の利用及び用途変更は、土地法、この法律及びその他の関連法に準拠する。

第二十六条 機能的な区画及び保全地域の境界

一、保全地域は、次の機能的な区画を有する。

- a) 厳重な保護区画
- b) 生態回復区画
- c) サービス・管理区画

二、保全地域には、その境界を決定する境界標を設置しなければならない。保全地域の厳重な保護区画については、地上の面積及び位置を決定又は海上の座標を特定しなければならない。

三、保全地域の管理主体又は保全地域の管理を任命された組織は、保全地域の境界を決定する境界標を設置する主たる責任を負い、その保全地域が位置する地域のすべてのレベルの人民委員会との連携を図る。

第二十七条 保全地域の管理責任

一、省庁、それに準ずる機関並びに省の人民委員会は、政府からの任命及び権限移譲に従って、保全地域の管理を計画し実行する。

二、保全地域は、この法律及び保全地域の管理に関する規則に従って管理する。首相は、保全地域の管理に関する規則を公布する。

第二十八条 保全地域の管理体制

一、国の保全地域は、公的な非営利の主体として運営される管理主体を有し、この管理主体は財政的な自立性を持つ場合と持たない場合がある。

二、地域の現状に応じて、省の保全地域の管理は、管理主体（財政的な自立性を持つ又は持たない公的な非営利の主体）あるいは法律に従って保全地域の管理を任命された組織が行うことができる。

第二十九条 保全地域の管理主体及び保全地域の管理を任命された組織の権利及び責任

保全地域の管理主体又は保全地域の管理を任命された組織は、次の権利及び責任を有する。

- 一、この法律及び保全地域の管理に関する規則の下で、生物多様性を保全すること。
- 二、保全地域において自然生態系を回復させるための計画、プログラム及び投資事業を詳細に作成し、国の管理機関に提出して承認を求め、その実施を取り仕切ること。
- 三、科学的研究活動を管理し、遺伝資源及び遺伝子標本を採取すること。保全地域の生物多様性に関する情報及びデータを監視及び収集し、そのデータベースを構築し現状を報告すること。保全地域において伝染病を予防し、撲滅させるための措置を講じること。
- 四、法律に従い、保全地域においてエコツーリズム、科学的研究、行楽地などのサービスに関する事業を行うこと、又はこれに関する合併事業に参入すること。
- 五、森林警備隊、環境警察官、消防士及び地域行政と連携し、保全地域の生物多様性を保全すること。
- 六、保全地域内の遺伝資源へのアクセスから生ずる利益を享受すること。七、法律が規定するその他の権利及び責任を有すること。

第三十条 保全地域で合法的に生活している家庭及び個人の責任及び義務

- 一、保全地域で合法的に生活している家庭及び個人は、次の権利及び義務を有する。
 - a) この法律、保全地域の管理に関する規則並びにその他の関連法の下で、保全地域の資源を合法的に開発すること。
 - b) 保全地域における事業及びサービス活動に参加し、そこから利益を得ること。
 - c) 奨励、支援、補償及び再定住に関する政策を法律の下で享受すること。
 - d) 保全地域の管理に関する規則を遵守すること。
 - e) 法律が規定するその他の権利及び義務を有すること。
- 二、政府は、この条の実施を定めるものとする。

第三十一条 保全地域で合法的な活動を行う組織及び個人の権利及び義務

保全地域において合法的な活動を行っている組織及び個人は、次の権利及び義務を有す

る。

一、この法律、保全地域の管理に関する規則並びにその他の関連法の下で、保全地域の資源を合法的に開発すること。

二、法律に従い、保全地域において遺伝資源にアクセスし、そのアクセス及びその他の合法的な活動から生ずる利益を配分すること。

三、保全地域の管理に関する規則を遵守すること。

四、その他の活動を法律の下で行うこと。

五、法律が規定するその他の権利及び義務を有すること。

第三十二条 保全地域の緩衝地帯の管理

一、緩衝地帯の位置及び面積は保全地域の設置に関する決定において指定し、土地利用図上での位置を決定又は海上の座標を特定する。

二、緩衝地帯におけるすべての活動は、首相が公布する緩衝地帯の管理に関する規則に準拠しなければならない。

三、保全地域の緩衝地帯における投資事業の所有者は環境影響評価書を作成し、これを環境保護法の下で審査委員会に提出する。当該審査委員会は、保全地域の管理主体の代表者により構成されなければならない。

緩衝地帯における投資事業が、環境事故又は有害廃棄物の拡散の潜在的リスクの原因となる場合には、当該事業の環境影響評価書に対する承認決定において、保全地域に対する悪影響を回避できる安全な距離並びに保全地域の管理を任命された組織を定めなければならない。

第三十三条 保全地域における生物多様性の現状に関する報告

一、三年ごとに、保全地域の管理主体又は保全地域の管理を任命された組織は、この法律の第二十七条第一項に定める保全地域を管理する権限のある国家機関に自らの保全地域における生物多様性の現状について報告する。

二、保全地域における生物多様性の現状に関する報告には、次の主要な内容を含めなければならない。

- a) 保全地域における自然生態系の実情及び回復状況、並びに回復させるための計画
- b) 保全地域に存在する、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の実情及び保全計画
- c) 保全地域の生物多様性を保全するための要件
- d) 保全地域における現在の土地利用状況

第二節

自然生態系の持続可能な開発

第三十四条 自然生態系の持続可能な開発に向けた調査、評価及び仕組みの決定

- 一、自然生態系を調査及び評価し、その持続可能な開発の仕組みを決定する。
- 二、自然の森林生態系は、森林保護・開発法並びにその他の関連法に従って、調査及び評価し、その持続可能な開発の仕組みを決定する。
- 三、自然の海洋生態系は、漁業法及びその他の関連法に従って、調査及び評価し、その持続可能な開発の仕組みを決定する。
- 四、この条の第二項及び第三項に定める地域以外の自然の湿地、石灰岩の山岳地域及び未利用地域の自然生態系については、この法律の第三十五条及び第三十六条並びにその他の関連法の下で、調査及び評価し、その持続可能な開発の仕組みを決定することができる。

第三十五条 自然の湿地における自然生態系の持続可能な開発

- 一、自然の湿地とは、沼地、泥炭地あるいは常時又は一時的に湿っている地域をいい、最低潮位時の深さが六メートルを超えない海域を含む。
- 二、自然の湿地に関する統計審査及び目録審査は、土地法に従って実施する。
- 三、省の人民委員会は、生物多様性の現状に関する調査、統計審査及び目録審査並びに評価を実施し、自然生態系の持続可能な開発の仕組み、並びに自然の湿地の土地利用図上の位置及び面積あるいはその海上の座標を決定する。

第三十六条 森林生態系に属さない石灰岩の山岳地域及び未利用地域における自然生態系の持続可能な開発

- 一、森林生態系に属さず、地域的な特殊性又は代表性の高い自然生態系を有する石灰岩の山岳地域及び未利用地域については、生物多様性の現状を調査及び評価しなければならない。また、これらの地域の持続可能な開発の仕組みを決定するものとする。
- 二、省の人民委員会は、生物多様性の現状に関する調査、統計審査及び目録審査並びに評価を実施し、森林生態系に属さない石灰岩の山岳地域及び未利用地域における自然生態系の持続可能な開発の仕組みを決定する。

第四章

種の保全及び持続可能な開発

第一節

絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の保護

第三十七条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加すべき種

一、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストへの追加を考慮すべき種には、次を含む。

- a) 絶滅の危機にある貴重で希少な野生動植物種
- b) 絶滅の危機にある貴重で希少な作物の品種、家畜の品種、微生物及び菌類

二、政府は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の定義の基準並びに管理及び保護の規則を定めるものとする。

第三十八条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案

一、この法律の第三十七条により、次の組織又は個人は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加すべき又はリストから削除すべき種を提案することができる。

- a) ベトナムに生息する種の調査又は研究を実施する組織又は個人
- b) 森林、保全地域、湿地、海及びその他の自然生態系の管理を任命されている組織又は個人
- c) 科学技術又は環境に関与する団体、組合及びその他の組織

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案は、この法律の第三十九条第一項の下での審査のため、関係省庁又はそれに準ずる機関に提出する関係書類にまとめなければならない。

三、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案の関係書類には、次を含む。

- a) 提案する種の慣用名、その土地での名称及び学名
- b) 提案する種の分布地域、推定個体数、生息条件並びに通年又は季節的な自然の生息地の現状
- c) 提案する種の基礎的な特性、固有性並びに特別な科学的、医学的、経済的、生態学的、景観的、環境的又は歴史・文化的価値
- d) 提案する種の絶滅の危機の度合い
- e) 管理及び保護の規則並びにその他の特別な要件
- f) 自己評価の結果並びに絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加する又は削除する提案

第三十九条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案の関係書類の審査

一、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案についての有効な関係書類を受領した後、省庁又はそれに準ずる機関は、天然資源環境省への転送に先立ち、審議会を設置してこれらの関係書類を審査する。転送を受けた天然資源環境省は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストを作成し、これを政府に提出して決定を求める。

二、政府は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに種を追加する又はリストから種を削除する提案の関係書類を審査するための手順及び手続を定めるものとする。

第四十条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加すべき又はリストから削除すべき種の決定

一、政府は、次の主な内容を含む、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加すべき又はリストから削除すべき種についての決定を公布する。

- a) 種の名前
- b) 種の基礎的な特性
- c) その種に特に適用される管理及び保護の規則

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストは、マスメディアで公表しなければならない。

三、三年ごとに又は必要に応じて、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の個体群を調査及び評価し、リストを修正しなければならない。

第四十一条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の保全

一、この法律の第三十七条第一項、a) に定める絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の通年又は季節的な自然の生息地が存在する地域は、保全地域設置事業を策定するために調査及び評価しなければならない。

二、国は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を保全するための生物多様性の保全施設を設置するか、組織又は個人にこうした施設を設置する権限を付与する。

三、飼育又は植栽を目的とする、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の生物多様性の保全施設への持ち込み、並びにそれらの種の救助センターから自然の生息地への放出は、権限のある国家機関の書面による承認を条件とする。

四、政府は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の生物多様性の保全施設への持ち込み、又はその自然の生息地への放出についての権限、手順及び手続を定めるものとする。

第二節

種の持続可能な開発

第四十二条 生物多様性の保全施設の設置

一、生物多様性の保全施設は、生物多様性の保全、科学的研究の実施、並びにエコツアーリズムの開催のために設置され、次の施設が含まれる。

- a) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を飼育又は植栽している施設
- b) 野生生物救助センター
- c) 特別な科学的、医学的、経済的、生態学的、景観的、環境的又は歴史・文化的価値のある、固有で絶滅の危機にある貴重で希少な作物の品種、家畜の品種、微生物及び菌類を保管している施設、並びに遺伝資源及び遺伝子標本を保管及び保存している施設

二、次の条件を完全に満たしている施設に対し、生物多様性の保全施設の認可証が付与される。

- a) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の飼育、植栽又は繁殖、野生生物の救助、あるいは遺伝資源及び遺伝子標本の保管及び保存のための要件を満たす、十分な土地面積、檻及び物理的な土台を有すること。
- b) 適切な専門的能力を持つ技術者を有すること。
- c) 財政上及び経営上の能力を有すること。

三、生物多様性の保全施設の設置登録の関係書類には、次を含む。

- a) 生物多様性の保全施設の設置申請書
- b) 設置計画
- c) この条の第二項に定める条件を満たしていることを証明する文書

四、生物多様性の保全施設の認可証は、省の人民委員会が付与する。

五、政府は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の飼育又は植栽、野生生物の救助、固有な作物の品種、家畜の品種、微生物及び菌類の保存、遺伝資源及び遺伝子標本の保管及び保存、生物多様性の保全施設の設置登録、並びに生物多様性の保全施設の認可証の付与及び取消についての条件を定めるものとする。

第四十三条 生物多様性の保全施設を管理する組織及び個人の権利及び義務

一、生物多様性の保全施設を管理する組織及び個人は、次の権利を有する。

- a) 法律が規定する国の奨励策、奨励の仕組み及び支援を享受すること。
- b) 国内外の組織及び個人からの支援事業を受け入れ、これを実施すること。
- c) 法律に従い、自らの生物多様性の保全施設での観光事業及びその他の活動からの収益を享受すること。
- d) 自らの管理下にある遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約を締結すること。
- e) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を飼育、植栽、繁殖及び救助すること、固有な作物の品種、家畜の品種、微生物及び菌類を保管すること、並びに遺伝資源及び遺伝子標本を保管及び保存すること。
- f) 法律に従い、生物多様性の保全、科学的研究又はエコツーリズムを目的として、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を交換又は寄贈すること。
- g) 法律が規定するその他の権利を有すること。

二、生物多様性の保全施設を管理する組織及び個人は、次の義務を負う。

- a) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を保護し、飼育し、世話をすること。遺伝資源及び遺伝子標本を保管及び保存すること。
- b) 省の人民委員会の専門機関に、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の出産地を登録及び申告すること。
- c) 伝染病を予防する措置を考案し、自らの施設内で種を育てるとともに疾病を治療する体制を取り入れること。
- d) 毎年 12 月に、自らの施設内の、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の状況について、省の人民委員会に報告すること。
- e) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を飼育又は植栽のために自らの生物多様性の保全施設に持ち込むこと、あるいは絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種を自らの救助センターからこれらの種の自然の生息地に放出することについて、この法律の第四十一条第四項に定める権限のある国家機関に許可を乞うこと。
- f) 法律が規定するその他の義務を負うこと。

第四十四条 自然界での開発 が禁止されている野生種、並びに条件付きの開発が認められている野生種

一、野生種の自然界での条件付きの開発は、森林保護・開発法、漁業法及びその他の関連法に準拠しなければならない。

二、農業・農村開発省は、自然界での開発が禁止されている野生種の保護及び自然界での条件付きの開発が認められている野生種の開発について定め、自然界での開発が禁止されている野生種のリスト及び自然界での条件付きの開発が認められている野生種のリストを定期的に公表する主たる責任を負い、天然資源環境省との連携を図る。

第四十五条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の飼育又は植栽

一、この法律の下で、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種は、生物多様性の保全、科学的研究又はエコツーリズムを目的として、生物多様性の保全施設で飼育又は植栽することができる。

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されているいくつかの種を飼育、栽培及び人口植栽する場合、又は培養の施設において商業目的で飼育、栽培及び人口植栽又は培養する場合は、法に準拠しなければならない。

第四十六条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種並びにその遺伝子標本及び製品の交換、輸出、輸入、購入、販売、寄贈、保管及び輸送

生物多様性の保全、科学的研究又はエコツーリズムを目的とする、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種及びその遺伝子標本を交換、輸出、輸入、購入、販売、寄贈、保管及び輸送する場合、並びに絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されているいくつかの種及びその製品を商業目的で交換、輸出、輸入、購入、販売、寄贈及び輸送する場合は、政府の特定の規則に準拠する。

第四十七条 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の救助

一、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の個体で、自然の生息地を失ったもの、はぐれてしまったもの、又は負傷したものや病気にかかっているものは、治療、飼育、世話並びに自然の生息地への最終的な放出のために、救助センターに持ち込まなければならない。

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の個体で、自然の生息地を失ったもの、はぐれてしまったもの、又は負傷したものや病気にかかっているものを発見した組織及び個人は、直ちに最寄りのコミューンの人民委員会又は救助センターにこれを通知する。コミューンの人民委員会は上記の情報を受け次第、迅速に省の人民委員会の専門機関又は最寄りの救助センターにこれを報告する。

三、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の個体については、救助され十分に健康が回復した後に、自然の生息地への放出を検討することができる。絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の個体で自然の生息地を失ったものについては、飼育又は植栽のため、適切な生物多様性の保全施設への持ち込みを検討する。

四、政府は、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の救助について定めるものとする。

第四十八条 絶滅の危機にある固有又は有益な作物の品種及び家畜の品種の保護

一、農業・農村開発省は、絶滅の危機にある固有又は有益な作物の品種及び家畜の品種の調査及び評価を計画し実行して、それらを絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加する提案の主たる責任を負い、省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

二、絶滅の危機にある固有又は有益な作物の品種及び家畜の品種の遺伝資源へのアクセスは、この法律の第五章第一節及び第二節並びにその他の関連法の規定に準拠しなければならない。

第四十九条 絶滅の危機にある固有又は有益な微生物及び菌類の保護

一、農業・農村開発省は、絶滅の危機にある固有又は有益な微生物及び菌類の調査、評価、採取及び保存を計画し実行して、それらを絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに追加する提案の主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

二、絶滅の危機にある固有又は有益な微生物及び菌類の遺伝資源へのアクセスは、この法律の第五章第一節及び第二節並びにその他の関連法の規定に準拠しなければならない。

第三節

侵略的外来種の管理

第五十条 侵略的外来種の調査及びリストの作成

一、侵略的外来種には、既知の侵略的外来種及び潜在的な侵略的外来種が含まれる。

二、省の人民委員会は、省内の侵略的外来種のリストを作成するための調査を計画し、その調査計画を天然資源環境省及び農業・農村開発省に報告する。

三、天然資源環境省は、調査を実施して侵略的外来種を特定し、侵略的外来種のリストを審査して公表する主たる責任を負い、農業・農村開発省、その他の省庁及びそれに準ずる機関、並びに省の人民委員会との連携を図る。

第五十一条 侵略的外来種の輸入及び外来種の侵入の管理

一、税関事務所は、侵略的外来種のリストに掲載されている種の輸入についての違反を

検査、検出及び処理する主たる責任を負い、国境検問所の権限のある当局との連携を図る。

二、侵略的外来種を阻止及び管理する措置の考案に先立ち、省の人民委員会は権限のある機関と連携を図り、外来種の侵入の可能性についての調査及び評価を計画する。

第五十二条 潜在的な侵略的外来種の飼育又は植栽の管理

一、潜在的な侵略的外来種の飼育又は植栽は、試験によりその外来種が生物多様性に有害でないことが示され、かつ省の人民委員会が認めた場合にのみ実施することができる。

二、外来種の保全地域での飼育又は植栽及び育成は、試験によりその外来種が生物多様性地域の生物多様性に有害でないことが示され、かつ省の人民委員会が認めた場合にのみ実施することができる。

三、天然資源環境省は、外来種の試験についての規則を公布し、外来種の飼育又は植栽及び育成を許可する主たる責任を負い、農業・農村開発省、その他の関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

第五十三条 侵略的外来種の拡散及び育成の管理

一、国は、侵略的外来種を隔離及び根絶するプログラムの実施に投資する組織及び個人に投資し、これを奨励する。

二、省の人民委員会は、侵略的外来種のリストに掲載されている種の省内の分布地域を特定する調査を計画し、これらの種を隔離及び根絶する計画を立てる。

三、侵略的外来種を発見した組織及び個人は、直ちに最寄りのコミュニティの人民委員会にこれを通知する。コミュニティの人民委員会は上記の情報を受け次第、迅速に直属の上位機関又は省の人民委員会の専門機関に報告し、管理措置の適用を求める。

第五十四条 侵略的外来種の情報の公表

一、天然資源環境省、農業・農村開発省及び省の人民委員会は、侵略的外来種のリスト並びにその分布地域及び侵入の程度についての情報をそれぞれのウェブサイトに掲載する。

二、国境検問所の税関事務所及び権限のある当局は、侵略的外来種のリストを国境検問所に掲示する。

三、マスメディアは、侵略的外来種並びにこれらの種の管理、隔離及び根絶措置についての情報を発信する。

第五章

遺伝資源の保全及び持続可能な開発

第一節

遺伝資源の管理、遺伝資源へのアクセス並びに遺伝資源からの利益の配分

第五十五条 遺伝資源の管理

- 一、国は、ベトナム領土内のすべての遺伝資源を一律に管理する。
- 二、国は、次の規定に従い、組織及び個人に遺伝資源の管理を任命する。
 - a) 保全地域の管理主体及び保全地域の管理を任命された組織は、保全地域内の遺伝資源を管理する。
 - b) 生物多様性の保全施設、科学的研究及び技術開発の研究機関、並びに遺伝資源の保管及び保存施設の長は、自らの施設の遺伝資源を管理する。
 - c) 土地、森林又は水面の管理又は利用を任命された組織、家庭及び個人は、管理又は利用を任命された遺伝資源を管理する。
 - d) コミューンの人民委員会は、この項の a)、b) 及び c) に定める場合を除き、コミューン内の遺伝資源を管理する。

第五十六条 遺伝資源の管理を任命された組織、家庭及び個人の権利及び義務

- 一、遺伝資源の管理を任命された組織及び個人は、次の権利を有する。
 - a) 管理を任命された遺伝資源を調査し採取すること。
 - b) 法律に従って、管理を任命された遺伝資源をその他の組織又は個人に交換、移転及び提供すること。
 - c) この法律の第五十八条及び第六十一条の下で、遺伝資源へのアクセスのある組織又は個人から配分される利益を享受すること。
- 二、遺伝資源の管理を任命された組織及び個人は、次の義務を負う。
 - a) 研究開発及び商用製品の生産を目的とする、その他の組織又は個人への遺伝資源の交換、譲渡又は提供について、権限のある国家管理機関に通知すること。
 - b) この法律の第五十九条の下で遺伝資源へのアクセスの認可が付与されている組織又は個人と、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約を締結すること。
 - c) 遺伝資源へのアクセスの認可が付与されている組織及び個人による、遺伝資源の調査及び採取を管理すること。
 - d) 法及び権限のある国家管理機関の前に、遺伝資源の管理について責任を負うこと。

第五十七条 遺伝資源にアクセスするための手順及び手続

遺伝資源にアクセスするための手順及び手続を、次のとおり定める。

- 一、遺伝資源へのアクセスを登録。
- 二、この法律の第五十八条及び第六十一条の下で、遺伝資源の管理を任命された組織、家庭又は個人と、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての書面による契約を締結。
- 三、この法律の第五十九条の下で、遺伝資源へのアクセスに対する認可を申請。
- 四、政府は、遺伝資源にアクセスするための手順及び手続を定めるものとする。

第五十八条 遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約

一、登録後、遺伝資源へのアクセスを望む組織又は個人は、遺伝資源の管理を任命された組織、家庭又は個人と、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての書面による契約を締結する。

二、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約は、遺伝資源がアクセスされた地域のコミューンの人民委員会により認証されなければならない。

三、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約には、次の主な項目を含めなければならない。

- a) 遺伝資源へのアクセスの目的
- b) アクセスが予定される遺伝資源、並びに採取が予定される遺伝資源の量
- c) 遺伝資源にアクセスする場所
- d) 遺伝資源へのアクセスについての計画
- e) 遺伝資源の調査結果及び採取物の第三者への譲渡
- f) 遺伝資源を用いた研究開発又は商用製品の生産に関する活動
- g) 遺伝資源を用いた研究開発又は商用製品の生産の関係者
- h) 遺伝資源を用いた研究開発又は商用製品の生産を実施する場所
- i) 国及び関係者との利益の配分。これには、遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源についての伝統的知識の著作権（伝統的知識を独占的に支配して利益を受ける権利）に基づく発明の結果に関する知的財産権の分配を含む。

四、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約は、遺伝資源がアクセスされた地域のコミューンの人民委員会、並びにこの法律の第五十九条の下で遺伝資源へのアクセスの認可を付与する権限のある国家機関に送達しなければならない。

五、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての紛争又は告訴は、ベトナムの法律

及びベトナム社会主義共和国が締約国である条約の下で解決する。

第五十九条 遺伝資源へのアクセスの認可

一、遺伝資源へのアクセスの認可を得るには、組織又は個人は次の条件を満たさなければならない。

- a) 権限のある国家管理機関に登録すること。
- b) 遺伝資源の管理を任命された組織、家庭又は個人と、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約を締結していること。
- c) 遺伝資源へのアクセスが、この条の第四項に定めるいずれの場合にも該当しないこと。

二、遺伝資源へのアクセスの認可申請の関係書類には、次を含む。

- a) 遺伝資源へのアクセスの認可の申請書
- b) 遺伝資源の管理を任命された組織、家庭又は個人と締結した遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約の写し

三、遺伝資源へのアクセスの認可には、次の主な項目を含めなければならない。

- a) 遺伝資源の利用の目的
- b) アクセスが予定される遺伝資源、並びに採取が予定される遺伝資源の量
- c) 遺伝資源へのアクセスの場所
- d) 実施が予定される、遺伝資源に関連する活動
- e) アクセスが予定される遺伝資源に関連する研究開発の結果又は商用製品の生産についての定期的な報告

四、次の場合には、遺伝資源へのアクセスの認可は付与されない。

- a) 絶滅の危機にある希少で貴重な優先保護種のリストに掲載されている種の遺伝資源（権限のある国家機関が認可した場合を除く）
- b) その遺伝資源の利用が、人、環境、安全保障、防衛又は国益に害を与える恐れのある場合

五、国及び地域社会の利益のために、遺伝資源へのアクセスの認可を付与する権限のある国家管理機関は、遺伝資源の管理を任命された組織、家庭又は個人の同意を求める必要なしに、上記の認可を付与することができる。

六、政府は、遺伝資源へのアクセスの認可を付与する上での権限、手順及び手続を定めるものとする。

第六十条 遺伝資源へのアクセスの認可を付与された組織及び個人の権利及び義務

一、遺伝資源へのアクセスが認可された組織及び個人は、次の権利を有する。

- a) 遺伝資源の調査及び採取、並びに遺伝資源へのアクセスの認可に示されているその他の活動を実施すること。
- b) 法律の下で輸出が禁止されている遺伝資源のリストに記載されていない遺伝資源をベトナム領土から持ち出すこと。
- c) アクセスが認可されている遺伝資源から作られた製品を取引すること。
- d) 遺伝資源へのアクセスの認可、並びに遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約に定められている、その他の権利を持つこと。

二、遺伝資源へのアクセスが認可された組織及び個人は、次の義務を負う。

- a) 遺伝資源へのアクセスの認可の規定を厳守すること。
- b) 認可に規定される時期に従い、遺伝資源へのアクセスの認可を付与する権限のある機関に、研究開発の結果又は商用製品の生産についての報告書を提出すること。
- c) 関係者に利益を配分すること（遺伝資源へのアクセス及び遺伝資源についての伝統的知識の著作権に基づく発明の結果に関する知的財産権の分配を含む）。
- d) 遺伝資源へのアクセスの認可、並びに遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約に定められている、その他の義務を負うこと。

第六十一条 遺伝資源へのアクセスからの利益の配分

一、遺伝資源へのアクセスから得られた利益は、次の関係者に配分されなければならない。

- a) 国
- b) 遺伝資源の管理を任命された組織、家庭及び個人
- c) 遺伝資源へのアクセスを認可された組織及び個人、並びに認可に規定される関係者

二、遺伝資源へのアクセスから得られた利益は、遺伝資源へのアクセス及び利益の配分についての契約に基づき、関連法に従って配分されなければならない。三、政府は、遺伝資源へのアクセスから得られた利益の管理及び配分について定めるものとする。

第二節

遺伝子標本の保管及び保存、遺伝資源の評価、遺伝資源情報の管理、遺伝資源についての伝統的知識の著作権

第六十二条 遺伝子標本の保管及び保存

一、省庁及びそれに準ずる機関は、その任務及び権限の範囲内において、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種、並びに遺伝資源の研究、繁殖、交雑、利用及び開発のために輸入された種の遺伝子標本の恒久的な保管及び保存を計画する。

二、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている野生絶滅種の遺伝子標本を発見し、これを保管する組織及び個人は、コミューンの人民委員会に報告する。コミューンの人民委員会は、直ちに省の人民委員会の下の天然資源・環境の所轄機関に報告し、対応を求める。

三、国は、生物多様性の保全及び社会経済の発展に寄与するジーンバンクを構成するため、遺伝子標本の恒久的な保管及び保存に投資するよう、組織及び個人に奨励する。

第六十三条 遺伝資源の情報の調査、収集、評価、提供及び管理

一、省庁及びそれに準ずる機関は、自らの管理下にある遺伝資源についての情報の調査、収集、評価及びデータベースの構築に関するプログラムの実施を取り仕切り、遺伝資源のデータベースの情報を天然資源環境省に提供する。

天然資源環境省は、遺伝資源の国家データベースを一律に管理する。

二、国は、遺伝資源のデータベースを構築するために、遺伝資源の情報の調査、収集、評価及び提供を組織及び個人に奨励するとともに、遺伝資源データベースにアクセスする権利を保証する。

三、政府は、遺伝資源の情報の提供について定めるものとする。

第六十四条 遺伝資源についての伝統的知識の著作権

一、国は、遺伝資源についての伝統的知識の著作権を保護し、遺伝資源についての伝統的知識の著作権を登録するよう、組織及び個人を奨励し支援する。

二、科学技術省は、遺伝資源についての伝統的知識の著作権の登録に関する手続を指導する主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

第三節

遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクの管理

第六十五条 遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクの管理責任

一、遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクの管理責任は、次のとおり定義される。

a) 遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究及び作製する組織及び個人は、科学技術省に登録し、科学技術省の規則の下での物質的・技術的基盤、技術及び専門家についての条件を満たす。

b) 遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を輸入する組織及び個人は、権限のある国家機関から許可を得る。

c) 遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究、輸入、購入、販売又は放出する組織及び個人は、この法律の第六十七条の下で、リスクの程度及びリスク管理の方法についての情報を公表する。

二、政府は、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクを管理する上での省庁、省庁に準ずる機関、組織及び個人の責任について定めるものとする。

第六十六条 遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクについての評価報告書の作成及び査定、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本の生物多様性への安全性についての認可証の付与

一、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究及び作製、輸入又は放出する組織及び個人は、遺伝子組換え生物が生物多様性にもたらすリスクについての評価報告書を作成する。

二、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクについての評価報告書には、次の主な項目を含めなければならない。

a) リスクの評価方法の説明

b) 生物多様性にもたらされるリスクの度合い

c) リスク管理の方法

三、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクについての評価報告書は、権限のある国家管理機関による査定を受けなければならない。

四、政府は、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクについての評価報告書の作成及び査定、並びに遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本の生物多様性への安全性についての認可証の付与について定めるものとする。

第六十七条 遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本が生物多様性にもたらすリスクの程度及びリスクの管理方法についての情報の公表

一、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究及び作製、輸入、購入、販売又は放出する組織及び個人は、生物多様性にもたらすリスクの程度及びリスクの管理方法についての情報を公表する。

二、政府は、情報の公表及びリスク管理の方法について定めるものとする。

第六十八条 生物多様性に関連する遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本のデータベースの管理

一、天然資源環境省は、生物多様性に関連する遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本のデータベースを一律に管理し、生物多様性に関連する遺伝子組換え生物及びその遺伝子標本についてのウェブサイトを構築する。

二、生物多様性に関連する遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究及び作製、輸入、購入、販売又は放出する組織及び個人は、天然資源環境省に情報を提供する。

三、生物多様性に関連する遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本を研究及び作製又は放出する組織及び個人は、遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本の研究及び作製又は放出を行う地域の省の人民委員会に情報を提供する。

四、生物多様性に関連する遺伝子組換え生物又はその遺伝子標本の情報を提供する組織及び個人は、自らが提供する情報の正確さについて責任を負う。

第六章

生物多様性に関する国際協力

第六十九条 生物多様性に関する国際協力及び条約の実施

一、ベトナム社会主義共和国は、同国が締約国である生物多様性の各種条約を実施することを約束し、生物多様性の保全及び持続可能な開発について、その他の国々、自治領並びに海外の組織及び個人との協力を拡大する。

二、生物多様性の保全及び持続可能な開発に関する国際協力は、生物多様性の保全及び持続可能な開発、並びにベトナム及び地球上の生態学的均衡の保証を目的として、平等、相互の利益、並びに内政不干渉の原則に則って実施する。

三、天然資源環境省は、生物多様性の各種条約の交渉、締結又は加入を検討及び提案する主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

四、国は、ベトナムの組織及び個人、海外のベトナム人並びに海外の組織及び個人が生物多様性に関する国際協力プログラム及び事業を実施することを奨励し、条件を整える。

第七十条 隣接国との協力

国は、次の活動を通じた隣接国との協力を優先する。

一、生物多様性の状況及び変化についての情報及び予測の交換

二、さまざまな種の生物多様性保全回廊及び国境を越える移動の経路の管理についての連携、並びに移動性の種の保護

三、生物多様性の保全及び持続可能な開発に関するプログラム、並びに移動性の種及び生物多様性保全回廊の保護に関するプログラム及び事業への参加

第七章

生物多様性の保全及び持続可能な開発の仕組み及び資源

第七十一条 生物多様性の基礎的な調査、科学的研究並びに情報及びデータの管理

- 一、国は、生物多様性の保全及び持続可能な開発に寄与する有益な自然生態系、野生種、作物の品種、家畜の品種、微生物、菌類及び遺伝資源の基礎的な調査に投資する。
- 二、国は、生物多様性の保全及び持続可能な開発並びに社会経済の発展に寄与する科学的研究に投資する組織及び個人に投資し、これを奨励する。
- 三、生物多様性の基礎的な調査の情報及びデータ並びに科学的研究の成果は、収集され、生物多様性の国家データベースで一律に管理される。
- 四、生物多様性に関連する活動に従事する組織及び個人は、天然資源環境省の要請により基礎的な調査の情報及びデータ並びに科学的研究の成果を提供する。また、法律に従って生物多様性の情報を共有することができる。
- 五、天然資源環境省は、基礎的な調査活動、並びに生物多様性の情報の提供、交換及び管理について定め、生物多様性の国家データベースを一律に管理する。

第七十二条 生物多様性報告書

- 一、生物多様性報告書は、国の環境報告書の一部である。
- 二、生物多様性報告書には、次の主な項目を含めなければならない。
 - a) 主要な自然生態系の現状及び変化
 - b) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種、遺伝子組換え生物及び侵略的外来種の現状、分布地域、推定個体数及び特性
 - c) 生物多様性の保全の実際の状況、生物多様性への圧力及び課題
 - d) 生物多様性の要件
 - e) 生物多様性の保全及び持続可能な開発から得られる、社会経済の発展の上での利益の評価
 - f) 生物多様性の保全の解決策及び計画
- 三、天然資源環境省は、生物多様性報告書を作成する主たる責任を負い、関係省庁及びそれに準ずる機関との連携を図る。

第七十三条 生物多様性の保全及び持続可能な開発の財源

一、生物多様性の保全及び持続可能な開発の資金は、次の財源からもたらされる。

- a) 国の予算
- b) 国内外の組織及び個人からの投資及び寄付
- c) 生物多様性に関連する環境サービスからの収益、並びに法律に基づくその他の財源

二、生物多様性の保全及び持続可能な開発のために国の予算から配分される開発投資資金は、次の目的に用いられる。

- a) 生物多様性の基礎的な調査の実施
- b) 自然生態系の回復
- c) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種の保全
- d) 国有の生物多様性の保全施設の建設、改良及び修繕への投資
- e) 侵略的外来種を管理、隔離及び根絶するプログラムの実施
- f) 法律に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な開発に関連するその他の投資

三、生物多様性の保全及び持続可能な開発のために国の予算から配分される通常の資金は、次の目的に用いられる。

- a) 生物多様性に関する情報及びデータの観測、目録作成及び管理を実施し、生物多様性のデータベースを構築すること。
- b) 生物多様性の現状についての報告書並びに保全地域の現状についての報告書を作成し、生物多様性の保全に関する計画、プログラム及び事業を策定及び評価すること。
- c) 絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリスト、侵略的外来種のリスト、自然界での開発が禁止されている野生種のリスト、自然界での条件付きの開発の対象となる野生種のリスト、輸出が禁止されている遺伝資源のリストを作成及び査定し、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストを修正又は補足するための個体群調査及び評価を実施すること。
- d) 保全地域及び国有の生物多様性の保全施設を管理すること。
- e) 生物多様性の保全及び持続可能な開発のモデルを開発し、試験を行うこと。
- f) 生物多様性の保全及び持続可能な開発に関する法律の普及、教育、並びに公衆の啓発を実施すること。
- g) 生物多様性の専門的能力の向上を目的とする教育及び再教育を実施すること。
- h) 生物多様性の保全及び持続可能な開発に関する国際協力に取り組むこと。

第七十四条 生物多様性に関連する環境サービス

一、生物多様性に関連する環境サービスを利用する組織及び個人は、サービスの提供者に料金を支払う。

二、政府は、生物多様性に関連する環境サービスについて定めるものとする。

第七十五条 生物多様性の損害に対する補償

一、保全地域又は生物多様性の保全施設、固有で有益な作物の品種、家畜の品種、微生物及び菌類、絶滅の危機にある貴重で希少な優先保護種のリストに掲載されている種、あるいは生物多様性保全回廊を侵害する組織又は個人は、法律に従って損害を償う。

二、環境の汚染又は劣化によって生物多様性に生じた損害は、法律に従って補償される。

三、国に支払われた生物多様性に関連する損害賠償金は、この法律及びその他の関連法の下で、生物多様性の保全及び持続可能な開発に再投資される。

第八章

実施規定

第七十六条 移行期の規定

一、この法律の発効日より前に、森林保護・開発法及び漁業法の下ですでに設置され、この法律が規定する保全地域の設置基準を満たしている国立公園、自然保護区、種/生息地保全地域、景観保全地域、海洋保全地域、内水保全地域、水生天然資源保護区については、再設置のための決定を必要としない。

二、生物多様性の保全施設、並びに絶滅の危機にある貴重で希少な野生動植物種の飼育、栽培、人口植栽及び培養を行う施設に対して、この法律の発効日より前にすでに付与されており、この法律に適合する認可及び認可証は、引き続き有効である。

第七十七条 実施の効力

この法律は 2009 年 7 月 1 日より効力を生ずる。

第七十八条 実施についての詳述及び指針

政府は、国の管理要件を満たすため、この法律の下で配された条項の実施について詳述し指針を示すとともに、この法律のその他の必要な部分について指針を示す。

この法律は、2008 年 11 月 13 日に、ベトナム社会主義共和国の国民議会第 12 議会第 4 会期により通過した。

国民議会議長

グエン・フー・チョン